

ゆきぞのばる

発行所
障がい者総合支援センター
ゆきぞの
〒861-4731
下益城郡美里町栗崎564
TEL 0964-47-2381
FAX 0964-47-2382
http://www.yukizono.com/



社会福祉法人十百千会創立30周年記念式典及び 障がい者総合支援センターゆきぞの落成式 挙行

障害者自立支援法に基づく 新体系施設に移行

平成22年4月より、障害者自立支援法に基づく新体系施設に移行し「障がい者総合支援センターゆきぞの」と改名しました。

それに伴い、新たに生活介護事業（生活介護センターゆきぞの）、就労継続支援B型事業（ワークセンターゆきぞの）、生活訓練事業・就労移行支援事業（生活訓練・就労移行支援センターゆきぞの）、共同生活援助事業・共同生活介護事業（グループホーム・ケアホームゆきぞの）、相談支援事業（相談支援センターゆきぞの）をスタートしました。

生活介護センターゆきぞのでは、身体的介護のほか、健康管理やレクリエーションを提供する生活介護事業を行います。

生活訓練・就労移行支援センターゆきぞのでは、身辺の自立や家事訓練、生活マネーや金銭管理など社会適応の自立訓練事業と就労をめざす人に仕事の技能アップなどの就労移行支援事業を行います。ワークセンターゆきぞのでは、一般企業への就職が難しかったり、適応しなかった人のために、作業を提供して一定工賃を払う就労継続支援B型事業を行います。



30周年記念式典及び落成式

住まいの場のグループホーム・ケアホームゆきぞのでは、共同生活の援助と介護を行います。

社会福祉法人十百千会
30周年
障がい者総合支援
センターゆきぞの
落成を祝う

平成22年4月23日（金）に、社会福祉法人十百千会の創立30周年記念式典及び障がい者総合支援センターゆきぞのの落成式を美里町文化交流センターひびきにて行ないました。式典には、施設や県・町関係者など240人が出席されました。感謝状や功労賞の贈呈などが行なわれました。アトラクションでは、西岡はるみさんによる歌謡ショーや高崎裕士さんによる津軽三味線演奏が披露され、式典に花を添えてくれました。利用者や来場者の皆さんも、お二人のステージに魅了され、充実した時間を過ごす事ができました。

皆さまのおかげを持ちまして、無事式典を終了し、新たなスタートを切ることとなりました。今後も利用者の皆さまのために、また地域福祉の向上のために、力を合わせ精一杯の努力をしていきたいと思っております。変わらぬご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

基本方針

- 1. ご利用者中心主義**
ご利用者を中心に物事を進めます
- 2. 地域との共生**
地域の方々とのコミュニケーションを大切にします
- 3. 社会的使命と責任**
信頼される組織づくりを目指します

法人の理念

ゆめ 夢ある未来
よろこび 喜びにあふれた毎日
ゆたかさ 地域の中での豊かな暮らし

私たちはあなたの「ゆめ」「よろこび」「ゆたかさ」の実現のため全力でサポートします



「施設長あいさつ」

今年4月、当法人は開設から30年を迎える記念すべき年に、障害者自立支援法に基づく新体系に移行し、施設名を「障がい者総合支援センターゆきぞの」としてスタートいたしました。事業形態を日中活動と住まいの場に分け、日中活動においては「生活介護」「生活訓練」「就労移行支援」「就労継続（B型）」の4つの事業にわかれ、住まいの場においては、10か所の「グループホーム・ケアホー

ム」を生活の拠点としていただくことになり、それぞれの希望に応じた総合的なサービスの提供ができるようになりました。

新しい形での船出にあたり、先人の残された歴史を踏まえながら、法人の新基本理念でもあります、利用者の方々の「ゆめ」「よろこび」「ゆたかさ」の実現のために、全職員一丸となって取り組んで行く決意を新たにしているところであります。

営を考えると、サービス内容を充実させ、生活環境の向上は勿論のことですが、サービスを提供する人材が大きなウェイトを占めていると思います。それぞれの事業所の内容を十分に検討し、どうすれば利用者の皆様に喜んでいただけるのか、その支援方法や内容を職員一人一人が積極的に取り組むことが大切であり、心に響くサービスを心掛けてまいります。

今年度より、障害者自立支援法に代わる法律制定に推進会議が設けられ議論が進められております。福祉をとりまく環境が流動化する中において、最良の福祉サービス事業を行っていくための視点をしっかりと持つことが大切であり、変化する環境を組織として自らを見直す良い機会と捉えていきたいと考えています。

施設利用者はもちろん地域の方々からも信頼を得ることができるよう努めてまいりますので、今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

施設長 松本 保孝



- 日本財団助成事業完了のお知らせ
- 一、2009年度 自動へム縫製機整備事業
 - 一、2009年度 送迎車（軽自動車）の整備
 - 一、2009年度 バン（軽自動車）の整備



競輪補助事業完了のお知らせ

この度平成二十一年度の競輪の補助金を受け、左記の事業を完了いたしました。

- 競輪補助事業完了のお知らせ
- 一、事業名 平成二十一年度 障害者ケアホームの建築整備
 - 一、事業の内容 共同生活介護事業
 - 一、補助金額 二五、四八一、〇〇〇円
 - 一、実施場所 熊本県下益城郡美里町土喰二四八-一
 - 一、完了年月日 平成二十二年三月十九日

社会福祉法人 十百千会
理事長 大村 正秀



生活介護センターゆきぞの

生活介護事業



タオル作業「就労継続支援B型事業」

就労継続支援B型事業では、主に生産活動、作業活動を希望される方を対象としています。

ワークセンターゆきぞの

就労継続支援B型事業

農作業、(椎茸・お茶栽培) 農作業派遣(職員引率による農



家への派遣)、社会適応訓練(企業見学・研修旅行)を行なっています。それぞれの人員は、タオルの下請け作業に25名、農作業に10名で、それぞれ本人の希望や適性に合わせて配属されています。

タオルの下請け作業班においては、納品日が製品ごとに定まっているため、担当される方は、責任を持って取り組まれています。また、農作業班で作られた椎茸やお茶も、製品としてお出しする物なので、こちらも品質管理に気をつけ、気持を込めて取り組まれています。通常の事業所

生活介護事業は、日常生活に支援が必要な方、又は高齢の方を対象としています。

事業内容は、食事・入浴・排泄等の介護、日常生活上の支援、軽作業等の生産活動や創作的活動及びレクリエーションの機会を提供することを目的として、必要な介護等を実施しています。また、毎日の健康管理及び薬の管理などを行い、必要に応じて病院受診を行なっています。

また、利用者の方の気分転換を図れるよう、定期的に外出等を計画し、行なっています。

一日の流れとしては、午前バイタルチェック、生産活動で主にフルツキアップ作業を行ない、(月曜のみ、爪切り・耳掃除を行なう。)

午後からの活動は、月・水・金曜日は入浴を行ない、火・木曜日は創作的活動や散歩・軽運動、レクリエーション等の活動を行なっています。創作的活動は自主性や個性を伸ばすことを目的とし、折



創作的活動「生活介護事業」

レクリエーションは、気分転換を図るとともに、ルールを守る態度を養い、協調性を養うことを目的とし、ハンカチ落としや輪投げ・ボウリング等を行なっています。

散歩・軽運動は運動不足を解消し、健康維持や体力の低下を防ぐことを目的に生活介護センター周辺の散歩や公園でグラウンドゴルフやフライングディスク等の活動を行なっています。

紙やビーズ等、それぞれ自分の好きな活動に取り組みれています。

生活訓練・就労移行支援センターゆきぞの



数字の訓練「生活訓練事業」



水気栽培作業「就労移行支援事業」

生活訓練事業と 就労移行支援事業



生活訓練事業は、主に自立生活を営むために訓練を希望される方を対象としています。

事業内容は、日常生活訓練・社会適応訓練・生産活動・創作的活動・家族支援、また定期的にレクリエーションを計画し、行なっています。

日常生活訓練では、挨拶や身だしなみ、その他基本的な生活習慣の確立を目指した訓練、また、社会適応訓練では、簡単な計算や読み書きもそれぞれの能力に合わせて行なっています。また、生産活動では、基礎体力や理解力、持続力や集中力を養うこと等を目的に、主にフルツキアップ作業、

に雇用される事が困難な方に就労の機会を提供する事を目標にしているところもあり、休憩時間を除くと、ほぼ一日生産活動の時間となっており、生産活動での収入は、必要経費を除いては、工賃として支払われます。また、農作業派遣というところで、農家への実習を行なった場合は、手当として、工賃とは別に支払われます。農家への実習の実習内容としては、例年、除草作業、稲刈り、茶摘みなどを行なっています。

共同生活援助事業と 共同生活介護事業



グループホーム・ケアホーム事業は、利用者の方が地域において、共同して

自立した日常生活または、社会生活を営む事ができるように、その方の身体及び精神の状況・環境に

グループホーム・ケアホーム ゆきぞの

グループホーム・ケアホーム事業は、利用者の方が地域において、共同して

自立した日常生活または、社会生活を営む事ができるように、その方の身体及び精神の状況・環境に

自立した日常生活または、社会生活を営む事ができるように、その方の身体及び精神の状況・環境に

自立した日常生活または、社会生活を営む事ができるように、その方の身体及び精神の状況・環境に

自立した日常生活または、社会生活を営む事ができるように、その方の身体及び精神の状況・環境に

自立した日常生活または、社会生活を営む事ができるように、その方の身体及び精神の状況・環境に

自立した日常生活または、社会生活を営む事ができるように、その方の身体及び精神の状況・環境に

談などを行ないません。病院受診や薬の管理、また金銭管理についてはグループホーム・ケアホームの担当職員が行ないますが、その他の面では、各ホームの世話人がグループホーム・ケアホームの担当職員の指示の下、利用者の身体的、精神的な変化の観察を行ない、疾病予防、健康管理に努め、身の回りの支援を行ないます。

現在、男性ケアホームに17名、女性ケアホームに10名、7つのグループホームにそれぞれ5〜6名の定員で男性24名、女性16名の方が利用されています。ケアホームでは定期的な外出支援が行なわれ、グループホームでは、休日は、町内にお買い物や散歩に出かける等をして余暇時間を過ごされています。また行事等を通して、地域の方との交流もあり、充実した生活を送られています。



これのき1〜5丁目「共同生活援助事業」

相談支援センターゆきぞの 相談支援事業

相談支援事業は、地域に障がい者等の福祉に関する諸問題につき、障がい者の方やご家族等からの相談に応じて必要な情報提供や助言、その他の障がい福祉サービスの利用支援等を行なうとともに、関係機関や福祉サービス事業者との連絡調整や、権利擁護のために必要な援助を行ない、その他便宜を総

合的に供与し安心して生活を送れるように援助を行ないます。営業日は、月曜日から金曜日です。時間は、午前9時から午後5時までです。宇城市、宇土市、美里町を中心に熊本県の指定を受けて相談支援事業を行なっています。地域や施設などでの生活が安心して暮らせるように一緒に悩み、考えていきます。どうぞお気軽にご相談ください。

TEL 0964-47-2381 FAX 0964-47-2382

《障がい者総合支援センターゆきぞの内》

まずは、電話・FAXでご連絡ください。